

# コロナ禍の中小事業者支援

## 飲食店等

### 都 感染拡大防止協力金

● 4/12～5/11 1店舗当たり **68万円～600万円**

申請受付  
7/30  
まで



支給額の  
考え方  
まとめ



地域	1日当たりの売上高 (売上高/日)	1店舗当たりの協力金日額	
		4/12～4/24	4/25～5/11
23区 八王子市、立川市、武蔵野市 府中市、調布市、町田市	10万円以下	4万円	
	10万円超～25万円未満	4万円～10万円	
	25万円以上	10万円	
上記以外の区域	10万円以下	4万円	4万円
	10万円超～25万円未満		4万円～10万円
	25万円以上		10万円

● 5/12～5/31 1店舗当たり **80万円～400万円**

申請受付  
準備中

● 6/1～6/20 1店舗当たり **80万円～400万円**

### 給付要件

- 上記期間における時短および休業要請に全面的に協力すること
- 休業または夜間の営業を夜8時までに短縮するとともに、4/25以降は酒類の提供はしないこと
- ガイドラインを順守し「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任し「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示すること

## 飲食店以外

### 都 休業協力に対する支援金

● 4/25～5/11 1店舗当たり **34万円** ※4/27～の場合は **30万円**

申請受付  
7/30  
まで



● 5/12～5/31 1店舗当たり **40万円**

申請受付  
準備中

### 給付要件

- 上記期間における休業要請に全面的に協力すること
- ガイドラインを順守し「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示すること

### 国 月次支援金 4月・5月・6月分

法人上限 **20万円/月** 個人上限 **10万円/月**

申請受付  
4月・5月分  
8/15まで  
6月分 8/31まで



### 給付要件

- 緊急事態措置、まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛要請等の影響を受けていること
- 緊急事態措置、まん延防止等重点措置が実施された月のうち、影響を受けて月間売り上げが2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

### 都 月次支援給付金 (国の支援金への上乗せ・横出し)

申請受付  
10/31  
まで



### 給付対象

- 酒類販売事業者(法人・個人)
- 中小企業または個人事業者

### 給付要件

- 緊急事態措置、まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛要請等の影響を受けていること
- 緊急事態措置、まん延防止等重点措置が実施された月のうち影響を受けて月間売り上げが2019年または2020年の同じ月と比べて30～50%未満、あるいは50%以上減少していること

上乗せ・横出しのイメージ  
(1カ月分)

法人に対して  
上限額を給付した場合  
( )内は個人事業者



酒類販売事業者 <b>20万円</b> (10万円)	その他の事業者 <b>5万円</b> (2.5万円)	国の月次支援金 20万円(10万円)	酒類販売事業者 <b>10万円</b> (5万円)	その他の事業者 <b>10万円</b> (5万円)
----------------------------------	-------------------------------	-----------------------	---------------------------------	---------------------------------

50%以上の売上高減少

30～50%未満の売上高減少